

令和8年度空き家5（ファイブ）戦略事業 発信・横展開業務 仕様書

1 業務名

令和8年度空き家5（ファイブ）戦略事業 発信・横展開業務

2 目的

本業務は、令和7年度より展開している「空き家5（ファイブ）戦略事業」の利活用モデル（公募型プロポーザル）を通じて創出された実施事例を、地域課題解決に向けた先導的モデルとして広く社会へ還元し、空き家等の有効活用のさらなる促進と波及を図ることを目的とする。

また、除却モデル（廃材再利用）においては、空き家等の除却に伴い廃棄されるものの、依然として利用価値を有する再生可能建材に着目する。これら再生可能建材の需要を喚起し再利用を促進するとともに、SDGs の達成および解体費用の抑制による空き家等の除却を推進することを目的とする。

3 業務の内容

（1）利活用モデル 事例の横展開

令和7年度空き家5（ファイブ）戦略事業利活用モデル業務において採択された8事例（※令和8年度の事業進捗状況により、同年度の事例を追加する場合がある。）の事業効果、改修方法、課題、運営ノウハウ等について、現地体験会やWEBサイト等を通じて広く発信し、空き家所有者や民間事業者への空き家の利活用促進（横展開）を図る。

ア 現地体験会の実施

- ・現地体験会（現地見学、飲食やアクティビティなどの施設用途に応じた体験プログラム等）の企画・開催・運営
- ・対象施設の運営者や設計者等との連絡調整（協力依頼に伴う諸条件の調整を含む）
- ・参加者の募集及び広報活動
- ・現地体験会の開催状況の記録（写真及び動画の撮影）
- ・その他、現地体験会開催に必要な業務

イ WEBサイト制作（既存サイト「とくしま空き家スタイル」内へのページ追加予定）

- ・令和7年度採択事業者による成果物（動画）のデザインフォーマット（事業名等の追加、その他体裁等）の統一及び編集
- ・上記動画等の成果物を活用した、事例一覧ページ及び個別ページの作成
- ・サイト作成に必要な素材の収集・作成（取材、写真・動画撮影等）
- ・その他、WEBサイトの制作・公開に必要な業務

ウ ショート動画制作

- ・事業を紹介するショート動画の作成（秒数及び本数は委託者と協議により決定）
- ・作成したショート動画を活用した、SNS等による広報活動

（2）除却モデル 廃材再利用の普及啓発

空き家の除却時等に発生する廃材（再生可能であるが捨てられる建材）の活用可能性についてリーフレット等により広く周知する。

- ・廃材活用事例等をまとめた広報用リーフレット等の作成
- ・作成したリーフレット等を活用したSNS等による広報活動
- ・その他、情報発信に必要な業務

4 見積限度額

金 4, 000, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 15 日（月）まで

6 報告書等の提出

- （1）受託者は、契約締結後速やかに本業務全体のスケジュール及び業務計画書を作成し、委託者と進め方について協議すること。
- （2）必要に応じて、議事録を作成し、委託者に報告すること。
- （3）委託業務完了後、速やかに委託者が指定する様式による委託業務完了報告書、委託業務に係る経費の明細書（任意様式）及び業務内容を記載した報告書（任意様式）を提出すること。
- （4）委託業務完了報告書は、令和 9 年 3 月 15 日（月）までに提出すること。

7 制作物、提出書類

（1）提出物

ア 制作映像ファイル（電子データ）

- ・作成した映像データ：MP4 形式
- ・上記映像のマスターデータ

イ 撮影した映像・写真の素材ファイル（電子データ）

- ・撮影したすべての映像素材、または委託者と協議して選別した重要素材
- ・WEB サイト等作成のために撮影した写真素材
- ・現地体験会の開催状況を記録した写真及び動画データ

ウ WEB サイト関連データ（電子データ）

- ・作成した WEB ページの構成データ（HTML、CSS、画像データ等）
- ※サーバーへのアップロード及び公開をもって納品とする場合は、公開完了を報告する書面をもって代えることができる。

エ リーフレット等の広報物（電子データ）

- ・リーフレット等の印刷用データ（PDF 形式、Illustrator 等のネイティブデータ）

オ 権利関係書類（紙媒体又は電子データ（PDF 形式））

- ・著作権処理等報告書（使用した BGM や素材の権利処理状況をまとめたもの）
- ・出演者や対象施設等が存在する場合、その承諾書（肖像権、施設等の掲載許可関連）

カ 事務書類（紙媒体又は電子データ（PDF 形式））

- ・業務計画書
- ・委託業務完了報告書
- ・委託業務に係る経費の明細書
- ・業務内容を記載した実績報告書（現地体験会の実施状況・参加者アンケート等の結果、SNS 等広報活動のアクセス・反響実績、実施写真等を含むこと）
- ・その他議事録等（必要に応じて）

※（1）～（4）の電子データについては、CD-R、DVD-R に受託者の負担において格納し、2 部納品すること。

（2）納期等

7（1）に示す提出物は、令和 9 年 3 月 15 日（月）までに提出すること。ただし、「3（1）イ WEB サイト制作」の業務においては、令和 8 年 11 月から 12 月を目途

とし、期間内で可能な限り早期に当該 WEB サイトの公開を完了させること。詳細な公開時期については、委託者と協議の上決定するものとする。

8 制作物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権等の取扱いには十分注意すること。著作権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (2) 本業務の制作物及びその構成素材（制作過程で作られた素材等も含む。）に関する所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及びその他一切の権利は、委託者に帰属し、業務終了後においても委託者が自由に無償で利用できるものとする。なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本業務に使用する映像等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (4) 受託者は、本業務の制作物が第三者の著作権を侵害するものではないことを保証し、第三者から制作物に関して著作権侵害を主張された際の一切の責任は、受託者が負うものとする。

9 業務の留意事項

- (1) 受託者は、業務の運営体制を明確にし、業務を適切に実施するために必要な経験を有する人員を配置すること。
- (2) 業務期間中は、委託者と緊密に連絡を取りながら事業を進め、その指示及び監督を受けなければならない。
- (3) 業務の全部を一括して他の法人等に再委託することは禁止する。業務の一部を再委託する場合は、専門性等から自ら実施するより高い効果が期待できる等、合理的な理由がある場合に限り、委託者と協議し、事前の承認を得ること。
- (4) 業務実施に当たっては、必要に応じて市町村担当者や空き家等所有者等と協議及び調整を行うこと。また、トラブル等が生じた場合は、その解決のため誠実に対応すること。
- (5) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分遵守すること。
- (6) 受託者は、本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (7) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議の上決定すること。
- (10) 受託者は、本業務終了後においても、成果品に契約の内容に適合しない事実（不具合等）が発見された場合には、速やかに委託者の指示に基づき、成果品の訂正を実施しなければならない。なお、これらに要する費用は、受注者の負担とする。
- (11) 本業務の対象となる「空き家5（ファイブ）戦略事業（類似の事業を含む）」について、令和8年度以降も実施することを想定し、本業務において作成するWEBサイトや動画のデザインテンプレート等においては、本業務完了後も引き続き事例の追加や使用等が可能なものとする。